

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 会合

2013 年度第 6 回（通算第 9 回）

日時：2013 年 10 月 4 日（金）16：00～17：50

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹（総務部）：

じゃあ、今日もよろしくお願ひいたします。今日の資料でございますけれども、お配りしたとおりなんですが、いつもお配りしてる修正版ではなくて、修正したものを右側に置いて、そして修正前のガイドライン、オリジナルを左に置いてという、比較表で、今回は説明させていただければ。それから、旧のガイドラインも参考までに置いております。もう最初から一巡しましたんで、今日から読み直し 2 ラウンド目ということで、進めさせていただきます。

それから、宿題一ついただいております、前回の続きで、24 年度の案件について、進捗度、熟度判定のコメントのペーパーなんですが、これ、ちょっと機環部のほうとも話しまして、現場での運用をどうするか、というのを考えながら、もう一度作り直しましょう、ということになりましたんで、次回以降、ちょっと提出させていただくということで、ご容赦いただければと思います。

今日夕方、開始でございますけど、なるべく早くといひますか、90 分ぐらいでやれば、というふうに思ひます。

もし座長、よろしければ、左右対称の表で、読み込みからということで、よろしいでしょうか。

村山座長：

はい、結構です。

佐々木主幹：

作本さんのほうから、すいません。

作本慮審査役（総務部）：

前回、ここでいろいろご提案いただいた内容というか、比較表というんでしょうか、新旧比較表、こちらの中で、直接結び付いて解説される箇所、書き直される箇所というのは、

それほど多くありません。ちょっと松本委員が休んでみえましたし、松本委員が、特に進捗というか、熟度のところをおっしゃられてたんで、その記述箇所だけは、ちょっとこれから全体見直しにもかかってくるので、ほかの委員の方に繰り返しになりますけど、ちょっとご紹介させていただきます。

第Ⅲ部のところですね。ページでいきますと、12 ページ。左の行が旧。

佐々木主幹：

作本さん、第Ⅲ部からいきます？ 最初からじゃなくて。

作本審査役：

そこに入る前に、ちょっと松本さんに、この進捗のところと、若干の、松本さんの関心持ってらっしゃったところでもありましたんで。

佐々木主幹：

わかりました。

作本審査役：

12 ページの右側の行に上から見まして 1) というのがありますが、その中の②というのを「追加」とここでは書いておきましたけど、「進捗状況の確認」と。こういう文言で、一定の進捗段階にある報告書ですね。それを仕事の対象にできる、検討の対象にできる、というようなことにしました。こういう文言でもってここに入れる、ということであります。ほかの箇所に、この字句に関する文言が入るかどうかは、ちょっとまだ、十分ここでは議論が終わっておりません、というか、基本的にはここに謳えば十分かな、という考え方もありました。

それがありまして、あとはもう字句の訂正というのは、ほとんどありません。前回、若干、右のほうにコメントとして作本が入れてるもの、14 ページにあります。これは「アドバイス」と「助言」というのを 2 種類で使っていて、必ずしも交通整理が、旧ができておりません。取りあえず、ここでは全部を「助言」という言葉でやっております。1 行前には「アドバイス」と片仮名を使って、急に「助言」だという、そういうようなこともあります。ただ、あと、「～など」といいますか、「または」は、平仮名でよろしいんじゃないかと思うんですが、「など」のところは、漢字と平仮名が混入しております。何か条約とか規程から取った場合は、もちろんその原文どおりでよろしいかと思いますが、普通の文章の流れの中で「等」が漢字の場合と平仮名の場合が混入というか、両方混じってる状態に今ある、ということだけをちょっと。まだその交通整理、しておりません。

柳委員：

順番が、頭のほうの。「改正 (案)」と、「現行」というのは、これ、違うのではないですか？

作本審査役：

ごめんなさい。それ、間違いです。気付きませんでした。おっしゃるとおりです。ごめんなさい。完全に作業ミスです。左が「現行」のというか、今まで引き継いできてるガイドラインで、右側の行が、すいません、「改正」のガイドラインで、完全なミスであります。

あとでまた、冒頭から入ることになりますが、コメントの部分で、次が、前回、議事録にも現れておりましたというか、ここで話になりましたように、15 ページ。「相応しい」という言葉を使っておりましたが、古めかしい言葉なんで、「適切な」という言葉で換えようということで、15 ページに何箇所か出てきます。あるいは 16 ページも、ちょっとあったかもしれません。そこを検索をかけて、「相応しい」を「適切な」に置き換えております。

あと、16 ページに来ますが、これはコメント 3。これもちょっと、村山座長が言われたことで、私が正確に聞いているかどうか、ちょっと不安なんですけど、議事録のほうでフォローしてみたところ、選択肢関連の、右の【作本 3】と書いてある 15 ページですけども、選択肢関連の下位の文章を、順番変えてよいか、というよう発言があったかというふうに記述されてるんですね。その順番を変えるという……。

村山座長：

コメント 4 ですね。

作本審査役：

4 になってる。ごめんなさい。ちょっと私、古いほう見てる。4 番です。こちらのほうで、そういうような発言が行われてました。これ、どうしてこういうことが起こったかというところ、松本委員のほうから、左のほうの行を見ていただければわかるんですけども、「調査の実施者は、必要に応じ」という、上から 2 番目の左のパラグラフであります。それが……。ごめんなさい。3 段目といいいますか、ごめんなさい。「調査の実施者は、提案プロジェクト」、このパラグラフを、右側では分解したんですね。改行してくださいということで、これを分解いたしました。ですから、上のほうの「調査の実施者は、」から「現地調査～」というところまでが、まずものとするために。これは 3 つ目のパラの、左側の 3 つ目のパラの分解の頭の部分、前半の部分で、後半の部分が、「事業予定地が明らかになっている」というのが、この同じパラの後半、後半というか残り半分になります。それを改行してくださいというのが、松本委員からの数回前のご意見だったんで、それを分解したのになります。分解したことの意味は、ここで言うまでもありません。そうすると、この文章を分解したこと自体は構わないんですけども、今度、中間に入れたパラは、「選択肢との比較検討可能な範囲で行い」、こういうような内容を記述してるパラなんですね。もともと独立してた内容で、左下のほうにあって。今の左の行では下から 3 番目にあつたわけですが、

これ、順番からいくと、「選択肢との比較検討」というのは、持ち上がるのではないかと
いうようなことを考えられました。そういうことで、右側の列で縦に見ていきますと、第 2
パラグラフ目が「現地調査を行うものとする」、2 番目が「選択肢との比較検討を可能な範
囲で行う」、それで、これを記述で、「特に事業予定地が明らかになっている」こういうふ
うな場合には、さらに深めて情報収集に努力するというようなかたちのコンテキストにち
よっと置き換えるために、つながりを動かしたんですが、こういうようなご趣旨で、今の
村山座長がおっしゃられたことは、上下は変わりますねと言われたんですけど、こうい
うようなことでよろしいのでしょうか。もしおかしければ、また元に戻すということ。

村山座長：

ちょっとこういう議論の仕方、皆さん、頭に入ってきてるか、よくわかりませんが、多
分これ、主語がなくなってしまうので、主語、入れないといけないと思うんですね、黄
色の部分。「調査の実施者は」というのを繰り返さない、誰がというのが、よくわかん
ない。

作本審査役：

どうでしょうか。私がちょっと気になるのは、右側の上から 3 段目が「他の選択肢と比較
」ということで、作業工程の順番が、そもそもは左ではもうちょっと下の、後の順番にな
ってたんですけど、これを持ち上げるということで、中間に入れることには、何か食い違
いみたいなものが生じるならば、また元に戻すということ。今、主語を入れるのは、後で
また、当然ですから。

村山座長：

どうでしょう、今の時点で。

作本審査役：

松本委員のご意見というのは、あんまりここで深く議論する必要はない、と思っ
てますけど、そもそも左の縦列にあった 3 つ目のパラグラフの後半部分を独立させると。
単独でも意味を持つようにするという、強調するという、そういう意味合いがあったんだ
と、思っ
て理解してたんですが。

松本委員：

これ、ただ、前回までのガイドラインだと、「いかなるプロジェクトにおいても実施機
関との協議を原則として行う」というのは、除くということになったんですけど、
これはステークホルダーに。ちょっとそこ、記憶がないんですけど、これは明らかに、
左の「現行」のところでは、正しくは「現行」の左側ですが、これの上から 3
つ目のポツの最初の 1 文

は消えています。

作本審査役：

これは、どういう……。私もちょっと記憶……。

松本委員：

この後段は「特に」からが、こういうふうに別段になるのは、それでいいと思うんですが、その余波を受けて、1文目が消えたのはなぜだろうと。そんな議論、したかなと。

高梨委員：

そういう議論してないから、単にケアレスミスじゃないの？

柳委員：

「実施機関との協議を原則として行う」。その行う際に、「事業予定地が明らかになっている～」の場合は、こういうかたちで努めると。

松本委員：

なんかちょっと奇異。

柳委員：

そこが1行抜けてるので。それは削除したのではなくて、前提としてあるけれども。

作本審査役：

可能性としては、単純に私の事務的なミスなのか、あるいは何か議論があったのか、ちょっと定かじゃないんで。

柳委員：

いやいや。多分、議論なくて、書き忘れてるだけの話じゃないですか。

作本審査役：

申し訳ないです。私のミスで。気付いていただきたい。

柳委員：

その「予定地が明らかになっている」というようなところだけの議論だけがされたので、それは当然、その2行のところは前提として、あったけれども、それを加筆するところを忘れてしまったのではないか。

作本審査役：

これに先立って、全体の審査採択というものを、表面上除いちゃったんで、前半と後半で調査実施前の段階、あるいは調査の実施段階、始めてからの段階ですね、その 15 ページの右下ですけども、調査が始まって以降の段階の内容ということを、ここにずっと、一連の流れになってるかと思うんです。

松本委員：

入れ替えるのは、私は構わないんですが、ただ、入れ替えよりも、むしろ 1 文なくなったことが、若干気になったんですが。

村山座長：

多分、これだけいらっしゃって、議論した覚えがなければ……。

作本審査役：

ないですか。じゃあ、むしろ私のほうの事務的な見落としだということで、すいません。

じゃあ、すいません、どこの部分にというか、右側のどこの行に、この上の「報告書に記述する」、ここまでを……。

松本委員：

ここは淡々と「調査実施者は〇〇」「調査実施者は〇〇」というのが続いて、全然構わないと思うんで。

作本審査役：

続いて構わない？

松本委員：

はい。その 1 文をそのまま、右に 1 個つくれば。段落をつくれればいいと。

作本審査役：

段落をつくりますか。

松本委員：

と思いますが。「特に」というのが若干気になるので。別に「特に」ではなくて、このままさらっと「調査実施者は〇〇」、「調査実施者は〇〇」と、並列していくのが、読みとりやすい。

作本審査役：

そうしますと、右の行の縦の行の 4 番目のパラグラフの頭に持ってくるかと考えていいですか。

松本委員：

そうですね。事業予定地があるところは、もっと上に。

作本審査役：

わかりました。じゃあ、これは移すということで。ありがとうございます。ここはそのように修正させていただきます。

あとは私のほうでは、もうコメントは、これ以上ありませんので、前回は修正された箇所というのは、その辺りかと思います。

村山座長：

じゃあ、最初から行きましょう。

作本審査役：

最初から。私ももう記憶がないですけども。皆様方の追加・コメントを、修正を加えておりますけども。ちょっと佐々木さんと、これに先立って打ち合わせしたときに、やっぱりちょっと流れが、我々は目の前の文言だけ切り取られてることで、流れに十分注意を払ってなかったことがありまして、ちょっと流れが、昔よりもおかしくなってるような箇所もありますんで、ちょっとそれも一緒に、事務局提案ということで構わないかわかりませんが。

村山座長：

ちょっと、塊ごとに、下線が引いてあるところを。

作本審査役：

いいですか。冒頭の「改正」と「現行」。これはまた後で直させていただきます。あと、第 I 部。ここから入っていいですか、基本事項。日時は別としまして。

村山座長：

はい、結構です。

作本審査役：

ここの冒頭の部分です、「基本理念」。これはジェットロは独立行政法人であって、ある意味では文章をきれいな文章に変わってはいるんですけども、ただちょっと、私ども、事務的に中で起案して改訂する場合には、特にジェットロの目的に係る、我々、この出所を一生懸命探したんです。法律に引っかかってくるのか、中期計画の。でもやっぱり、どうも、この元の文章の出所はわからないんですが、これをあえて変える必要は、役所みたいなところですから、あるんだろうかということで、右と左、どこが違うのかというようなことを説明というと、何のためにこの冒頭文を変える必要があるんだということに、だんだんなってきますんで、むしろ手を付けられないんじゃないかとか、手を付けないほうが得策なんではないかというようなコメント、言葉、悪いですけど、そんなような印象を持ってるんですけど、いかがでしょうか。そんなこと、よろしいですか。冒頭の基本理念の直後の4行、これをそのまま、できれば古いまま残させていただければというのが、事務局からの提案です。

高梨委員：

これは、いいんじゃないですか。

作本審査役：

いいですか。

村山座長：

第1パラグラフは変更しないということで。

作本審査役：

変更しないということで。いいですか、佐々木さん、それで。

佐々木主幹：

はい。

作本審査役：

いいですね、このぐらいのところで。

佐々木主幹：

すいません。これ、説明にもある、規程の一部を成してますんで、ジェットロのところを変えると、なんで変えたというような話が、絶対出てきますんで、申し訳ありません。多分、確か記憶してる限り、特に原科先生も「このほうが洗練されてる」というようなニュアンスでおっしゃった、と覚えてるんですけども、もし可能であれば、戻したいということで。

すいません。

作本審査役：

ご理解をよろしくお願いします。

次の第2目のパラグラフ、もう全面的に入れ替えました。「ジェットロは昔の日本貿易振興会が設立されてから」と歴史まで入ってますけど、これはここでは必要ないだろうと。むしろ、環境問題の現況で地球環境問題に広がってるということと、持続可能な開発、こういう概念が進んできてるし、「国際協力」という言葉も、ここで追加することで、現在の理解の仕方というか、そういうようなものをここで置き換えたということがありますが、ここはよろしいでしょうか。このときの議論は、確か、日本が経験した、先進国が経験した「産業・都市型公害」、この言葉を私は勝手に削除しようとしたら、残したほうが良いというようなご意見が皆さんから出たと。こんなような表現。よろしいでしょうかね。ここは、普通の環境に関する説明になります。

3つ目のこのパラグラフ、右を中心で行きますけども、「こうした状況は」という。ここはもう、前半のほうは、ほとんど改正しておりません。あと、読みやすくするために文章を、上から2行目ですか、「行ってきた」とか、あるいは句読点ですね、そんなものを置き換えた。あと、いわゆる IFC の基準ですね。パフォーマンスあるいは赤道原則、こんなものが、だんだん環境で今、認められておりますけども、このガイドラインをつくったときには、まだ目新しかったんですね。金融機関がこういう原則をつくった。例えば今じゃ、もうこれ、日本の銀行も採用してるということで、定着しているということで、表現を変えたものです。よろしいですか。こんなところは、いいですよ。それほど大きな。よろしいですか。

村山座長：

次、行きましょう。

作本審査役：

次のグローバル化。これは、CSR に触れたところです。OECD が多国籍企業のガイドラインを出してる。例えば、それ以外に、「国連グローバル・コンパクト」、これも入れておかないきゃいけないし、経団連の「企業行動憲章」とか、課題として結構大きいもんですから、こういうようなものがあるから、これは一応、ここに並べておくということです。ここは CSR、これを現段階で ISO に今、組み入れたという新しい動きになりましたから、そこを入れることで、企業の取り組みが積極的になってきた、見られるようになって、こういう動きをここで入れたというようなことで。文章として、全文置き換わってますが、そんなような内容です。

村山座長：

続けて進めてください。

作本審査役：

今までのところは、上からのつながりで、溯行というか、流れはつながってると思います。

次の「近年」というところ。ここでジェットロの役割が大きくなってきていると、多様化しているということで、ここでは次の、例えばガイドラインの改定を行う必要性、あるいは論拠をそろそろ示しておかなきゃいけないということで、2008年の1月にできた環境配慮の規程ですね。本来はここでガイドラインをつくった後だったんですね。ジェットロは規程を用意したんですが、今度はこの相手は、規程をもとにして、このガイドライン改定を行ったという、そういう考え方。逆転しますんで、そこを根拠を引っ張り出すために、このパラグラフを入れたということになります。ですから「近年」から「明定する」。「明定する」という言葉、ちょっと堅いかなという気はするんですが。

高梨委員：

こんな言葉、あるんですか。「明定する」。

作本審査役：

法律的に使うんですけどね。「明記する」ぐらいでもいいのかな、と思いつつ。どうでしょう。「明定する」って、試験答案で書きますけど。

柳委員：

明らかに定める、ということなのですよ。さらっと読んでもらえれば、別に気にしないところで。気になってやると、なんかちょっと、皆、気にして。

高梨委員：

若い人だと、これ、誤字じゃないのと。

佐々木主幹：

総務課長、「明定」は、あんまりジェットロの中では、聞かないですね。

西本課長：

「明定」というのは、聞かないですね。

作本審査役：

試験答案ぐらいしか使わない。

西本課長：

非常に馴染みのない。

佐々木主幹：

今回は「明記」になってるんですよね、左側は。

西村課長：

「めいてい」というと、酔っ払いのほうをイメージしちゃって。

高梨委員：

慣れてるほうがいいんじゃない、「明記」のほうに。ただ、これは「する」というのは、おかしくはないですかね。2008年に制定して。

作本審査役：

「明記している」じゃなくて「明記する」でいいですよね。「している」という文章、あんまり、左のほうは。

松本委員：

第2条第1項は……。

村山座長：

このガイドラインが「明記」してるんじゃないんですよね。規程が「明記」ですね。

作本審査役：

ああ、そうか。規程ですね。規程の前も「明記する」でも。「定める」ぐらいですかね。「規定する」。

高梨委員：

もう終わってるわけだから。もう「明記している」わけだから。

作本審査役：

もう終わってる。もう規程はあるんです、大前提が。

村山座長：

だから、「明記している」のほうが、自然だと思います。

作本審査役：

「明記している」のほうがいいですか。じゃあ、「明記している」というふうに。

次のパラグラフが、ちょっと佐々木さんからのご提案があったんですけど、上からの流れからいくと、どうもこれ、ちょっと合わないだろうと。右の列の4段目ですね。4番目のパラ。「このような背景の中で、官民連携して」、この「官民連携して」という言葉を、何とか生かせないかというようなことも、ちょっと悩んではいるんですけど、「我が国の貿易～」とありまして、「持続可能な社会づくりに貢献をすることは、公的機関としてのジェットロの責務である」。この辺りまでは、新しい内容ですから、入れれば残したい。だけど、その後にもまた出てくる、「ジェットロの環境社会配慮に果たす役割が重要になりつつあり」、ここでちょっと、前後の認識が、順番おかしくなると。このパラグラフの末まで必要であれば、この文はもう明らかにいらさないんじゃないかという、そういう感じがするんですけども。どうでしょう。

このパラグラフ全体か、あるいは上の2、3行辺りを、例えばどこか上の段落に持ち上げて、1文残すかという。上からの流れでいくと、どうもこのパラは落ち着かないというか。もう一緒に、この1の最後のパラも、見ていただければ、わかりやすいかと思うんですけど、ここで一応締めて、「本ガイドラインは、このような趣旨で2013年に改訂したものである」という位置付けを、ここで締めるかたちで終えたいと思います。

佐々木主幹：

これ、ちょっと後で、さっと読んで気付いたんですけども、上から2段目、2段落です。「また、」から始まって、4段に分かれてますけども、これ、最初に、環境、こういう環境だから、ジェットロガイドライン、こういうのをつくったね、というのを最初の2段で言って、もう一回また、こういう環境なので、ガイドラインをつくりましたと、2回繰り返して言ってるんですね。最後は、改訂になってるんですけども。だからこれはちょっと、くどいというか、ちょっとダブってる部分ってあるんですね。

これ、極端に言うと、2番目「また、」のところは残す。「企業の環境～」というの残す。次に「近年、」の段を、1段外しても、通じることは通じるんですね。段全体を外しても、ずっと流れるんです。ただ、ここは「規程してあるのよ」ということは省くことになるんで、この段を生かすのであれば、後ろを大きく、3段目を大きく削る、という手じゃないかなと思うんですけど。そこら辺、ちょっと、どこがベストかというのは、ちょっと議論していただいて。いずれにしても、今のかたちだと、2回「環境」「ジェットロがつくった」「環境」「ジェットロがつくった」という繰り返しになりますんで、ちょっと簡略化したいなというのは、ちょっと目に付いたんですけども。

松本委員：

あと、2008年1月の話を書いて、「このような背景」って、「2007年12月」はおかしいですよね。順番としてね。

佐々木主幹：

これ、松本さん、ちょっと規程を調べたんですが、2008年1月で統一させていただければと思うんですけども。施行されたのが'08年1月なんで、以後、ちょっと'08年1月に変えさせてもらいます。

作本審査役：

1月公布ということで。どうでしょう。基本的には、右の縦列の4番目のパラグラフは、ガイドラインをつくる時の最初に策定する、作るときの、定めることが必要であるところ、パラ末に書いてあるように、ちょっとおかしいという感じがするんですけど。どうでしょう。

高梨委員：

なんかやっぱり、ちょっと違和感を感じる文章ですね、これはね。

佐々木主幹：

この部分って、結構、議論、時間使ったんですね、最初の部分で。部分、部分で詰めていったんで、後、全体をすっと読まなかったんで、後でちょっと気付いたというか、「2回、同じだな」ということなんで。

松本委員：

大ざっぱに言うと、4段落目ですか、右側の4段落目と3段落目は、これ、逆にしたほうが、すっきりしますよね、明らかに。

作本審査役：

改訂の作るときの必要性が、まずあって……。

松本委員：

こいつは上ですね。

作本審査役：

改訂の根拠は、この規程があったからという、そういう。

松本委員：

で、2008年1月を下に持っていけば、それだけで、少しはすっきりとして。

佐々木主幹：

ちょっと削る部分はあるんですけども。ここで多分、一字一句やると、時間食ってしまうんで、今いただいた、逆にして、若干……。

高梨委員：

ただ、僕なんかの意識だと、2008年から、現在ぐらいの間に、実は官民連携というのが、本当は出てきて重視されてきたんですよ。だから、2008年の後に官民連携が重視されてきたほうがいいんですけど。ただ、前段の「このような背景」でと。この間、ずいぶんあるんで。急に。その後で「ジェトロの責務である」というのは、すごく、大上段のごとく急に出てきた。

松本委員：

まさに、今の高梨さんみたいな感じでいけば、この改訂だけ、官民連携を意識されてると、そのほうが格好良いですけど、あまり認識してない、…。

佐々木主幹：

これ、今いただいた意見を参考にして、次回もう一回ぐらい、やんないといけないと思うんで、ちょっとこちらで組み立ててみて、それで提案させていただくということで、いかがでしょうか。ちょっとやり直してみます。

柳委員：

ついでに、見直していただくのでしたら、先ほどのところに戻って恐縮なんですけど、「基本理念」。これ、日本貿易振興機構法という法律に基づいて、設立された独立行政法人なので、法律の目的どおりに書いていただいたら、機構の目的が第3条に規定されています。

佐々木主幹：

あります。

柳委員：

だから、そのとおりに、それを踏まえて書いていただければいいと思いますが、そのとおり書かれてないでしょう、これは。多分、振興会法とか、前のものを引きずっている。法改正されたときに、目的は「独立行政法人日本貿易振興機構は、我が国の貿易の振興に関する事業を、総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これをも

って地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする」とあります。これは機構の目的、ということになっているので、それをうまく、要約されて、そういう目的で設立されています、ということを書いたほうがいいと思います。

松本委員：

今ので「。」1個ですよ、今、読まれたところが。

柳委員：

そうです。これ、1行で書いてあるのです。

佐々木主幹：

それで、これ、そもそもどこから持ってきたかというのをチェックしたときに、それをまずチェックして、次に中期目標、前の、じゃないかなと思ってみたら、これもないんですね。ですから、その場でやっぱり議論して、このかたちにしたみたいなんですね。当時は独法法、出ましたから、今、先生おっしゃった3章かな。

柳委員：

第3条。法律では。

佐々木主幹：

3条は、とっくにあったんですけど、そこははめ込んでなかったんですね。

柳委員：

それははめ込んだほうがいいのではないですか。現行法だから。

佐々木主幹：

ただ、先生、3条ね。ちょっと今ごめんなさい。配るの、持ってこなかったんですが、あまりにも漠然としてて。

作本審査役：

その時代背景の中で、貿易の拡大なんですよ、日本からの。むしろ出ていけで。ですから、時代背景がちょっと変わってきてるんで、こっちはもう、ちょっと薄まってるんじゃないかと思うんで。

高梨委員：

ただ、今のインフラ輸出も貿易拡大なんですよね。また回帰してるんですよ、貿易振興へ。

作本審査役：

ああ、そうですか。じゃあ、そういう言葉でも。「投資の振興と貿易拡大」。

原科委員長：

今はそうでも、長期的に正しい戦略を考えたほうがいいね。地球規模で考えたほうが。

柳委員：

基本的に元に戻すのであれば、やはり根拠法に基づいて書かれたほうが、それは誰からも文句は言われぬ。

佐々木主幹：

おっしゃるとおりです。

柳委員：

これ、何か言われるからね。

高梨委員：

このとき、もうガイドライン、できてたんだから。

原科委員長：

そう、それはそのとおり。普通、そう考える。

作本審査役：

法律だと、かなり長い文章ですから、ちょっと端折ること、できますかね。

佐々木主幹：

不思議なのは、前になぜ独法法のあれを持ってこなかったというのが。

柳委員：

後から変えたからじゃないですか。機構法になったのは。その前は振興会法で設立されていたわけですから。

佐々木主幹：

でも、これ、時系列から言うと、新しいやつは、出てから議論してるんですね。

柳委員：

出てからでした？

佐々木主幹：

出てから。ええ。

柳委員：

じゃあ、どうして直さなかったのかが、わからないですね。

佐々木主幹：

そうなんですね。

作本審査役：

アジ研との合併も、合併というか一緒になったのも、含まれてるんですね、後ですからね。

佐々木主幹：

2003年ですから、あれは含まれてますね。

村山座長：

先ほどの第3条を、書いていただいて。

佐々木主幹：

わかりました。

作本審査役：

書いてみますか、ここに、参考に。

村山座長：

それが座りがいいかどうか。

佐々木主幹：

そうですね。わかりました。

高梨委員：

あと一点、2段目に「近年」のところ、ありますよね。国際、グローバル化のところ。そこで前段で新興国が出てくるんですが、一番最後のところで、先進国と途上国だけになって

るんですよ。だから、僕ら、最近は、やっぱり先進国、途上国、新興国みたいな 3 分類で考えることが結構多いんですよ、やっぱりインドとか。ちょっとここで、最後の先進国と途上国だけに絞っちゃっていると、それこそ中国なんか、問題なわけだからね。海外で環境社会配慮なんか、全然やってないんだから。

作本審査役：

どうですか。中進国の環境問題のところ。2 行目に新興国は入れたんですね。それは経済のところだけを言ってるんで。ただ、温暖化協議だったら、もう新興国は含まれますからね。何か入れますか。

村山座長：

むしろ、国は取ったほうが良いということですかね。

高梨委員：

入れるのであれば、新興国も入れておいてほしいんですけど。

村山座長：

そうすると、全部ということでしょう、結局。あと、ほかに何かありますか？

高梨委員：

ないです。

村山座長：

ないでしょう。

高梨委員：

とりあえず 3 つ。

村山座長：

じゃあ、書かないほうが良いんですよ。

原科委員長：

書かなくていいということだ。ということなのか、括弧でやって、3 つのタイプで違うんだということ、明確に示す。

村山座長：

でも、タイプによって違うという表現にはなっていない。

佐々木主幹：

これ、確か議論の中で上から読むと、「アジア等の新興国」と最初入れたんだけど、「アジアって新興国だけじゃないでしょう」という。「まだまだのところもあるんですよね」ということで、確かこういう表現に落ち着いたというか戻したような記憶があるんですけども。

高梨委員：

ただ、この最後のところ。先進国と途上国だけにしてるところが、ちょっと。次回、見直すときに、ちょっと考えて。

作本審査役：

ただ、先進国、中進新興国、途上国、これ、それぞれの国がどこに含まれてるかわかるんですけど、その3つでもって全部、世界を説明したような並列の並びになりますか。ほかにもっと、島嶼国じゃないけど、3つを入れれば、全部カバーされたというふうに考えて、並べて書き込みますか。

佐々木主幹：

これ、「世界」にしたらだめですか。「世界にとって持続可能な」。

原科委員長：

先進国と途上国の分類、これを表現しても、結局、全体という意味なんでしょう。どっちみち同じ。

作本審査役：

そういうつもりで入れたんでしょうけども、新興国というのは、ここに前半だけが出てると、顔出してるというので。

原科委員長：

「先進国だけのみならず、途上国にとっても」という、そういう。これ、言いたいこと、そういうことなんでしょう。だから「世界」で。

佐々木主幹：

これは、上は上で、新興国の登場ということだから、これはこれで一つのロジックだと思うんですけど、それと最後、一緒じゃなきゃいかんという……。

作本審査役 :

必要ない。

佐々木主幹 :

いや、必要ないというか、全体で「持続可能」であれば、一番理想なわけですから。

原科委員長 :

あるいは、「先進国、新興国、及び途上国のいずれにとっても」。「いずれにとっても」で、ある程度それぞれ少し対応は変わるんだけど、根底的には共通する問題があるという表現もできますよね。

作本審査役 :

国際社会とか。次に「国際」とかが出てきてるんですけど、「国際社会全体にとって国際協力は」と。ダブりますね。「世界」が一番いいかもしれない。

原科委員長 :

「先進国のみならず、世界各国」かな。そう言ったほうがいいのか。

村山座長 :

その辺り、ご検討いただけますか。

作本審査役 :

我々もこれ、頭痛い。

高梨委員 :

すいません。検討してください。

作本審査役 :

高梨さんの責任。言い出しっぺですから。

村山座長 :

よろしいですか。じゃあ、ちょっと次回、またご提案いただくということで。

作本審査役 :

我々から？

村山座長：

はい。

作本審査役：

もうないですね、我々にそんな知恵は。

松本委員：

あるいは、先進国とか途上国やめて、「持続可能な開発のための国際協力の重要性は、より普遍的なものとなってる」とか。要するに、先進国だけの問題とか、何とかの問題じゃなくて、より普遍的だということであれば、そんなのがすっきりするとは思いますが、ぜひ考えてくださいという感じです。

原科委員長：

「人類共通の」とかね。

高梨委員：

さすが、新聞記者だね。

作本審査役：

さすが。なんか、煙に巻かれたような。

松本委員：

テレビでございます。視聴者の耳に入りやすい言葉を選ぶというのが。

原科委員長：

テレビだから、繰り返しては聞けないから、ずっと入ってくる。

作本審査役：

じゃあ、その辺りの案をまた、いくつか並記するかたちで。

原科委員長：

じゃあ、松本さんに頼んだら。

作本審査役：

松本さん、また。

村山座長：

じゃあ、1は一応それで終わったということによろしいですか。

「目的」、行きましょう。

作本審査役：

「本ガイドラインの目的」のところでは、ほとんど内容は変わってないんですけども、この「案件形成等調査事業」でしたっけ。この言い回しが、後になってから変わりましたが、ここでこれをどう書き込むか。ここではまだ「調査事業等」と、「等」を入れてありますけど、修正されてますが。どのように「等」を加えることでいくか、ということになりますが。Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部の内容は、ちょっと書き方を変えただけですけど。

村山座長：

すいません。今、どこでしたっけ。

作本審査役：

ごめんなさい。「等」はないんで。「本ガイドラインは、第Ⅰ部は総論」「Ⅱ部は～」「Ⅲ部は～」というのがありますが、このところの並べ方は、前よりは見やすくしたつもりなんですけど。

高梨委員：

第Ⅲ部の表題は「案件形成等」となってるね。

作本審査役：

そういうふうにしたんですね。だから、ここはもう、統一のところに引っかかってくるということで、この箇所では「等」を入れるのかどうか。「案件形成等調査事業」と。よろしいでしょうか。ここに「等」を入れる。これからも、こういうのが何か所か出てきますんで、すいません。

高梨委員：

そこは合わせなきゃいけないですよ。

作本審査役：

全部それを入れるということで。よろしいですか。

村山座長：

はい。

作本審査役：

じゃあ、次の 3 番の「環境社会配慮の項目と影響の範囲」ということで、これ、特に議論になったのは、「子ども」の平仮名表記とか何とかというのがありましたけども、ここだけを漢字にし……。元どおりですね。子どもの「子」だけ漢字にして「ども」は平仮名を当てはめると。

あと、最後に放射性物質のこれをここに加えたということになります。文章表現で、ここで議論したことがあったと思います。

あと、冒頭の出だしですね。「範囲としては」というところ、読みやすく「には」に変えたということがあります。以上、第 1 パラグラフはそのぐらいです。

村山座長：

続けてご説明を。

作本審査役：

よろしいですか。第 2 パラグラフのほうが、「不可分一体の事業」という、JICA なんかでも謳ってるこの表現を、ここで入れたんですよ、新規でね。

村山座長：

そうですね。

作本審査役：

ですから、我々の報告書を見るときに検討範囲で、これを拡大する、ということになるかと思います。ここで、それ以外はないと。

次のパラグラフは、修正はないと。3 は、以上です。

村山座長：

よろしいですか。

じゃあ次、4 番。

作本審査役：

4 番は、これは「社会環境と人権への配慮」ですけど、これは文章を読みやすくすると。冒頭の一番目の文章が、確か読みづらかったんで、「実現にあたっては」で。あとは文章の末尾も「影響を受けることがある」というような、こういう、読みやすくするための作業をここでやった、と思います。内容的には、変更ありません。

村山座長：

あとは、「子ども」の字というんですかね。

作本審査役：

「子ども」のところですね。次のパラ。

村山座長：

これが入ったということですね。

作本審査役：

「子ども」をここに追加したんですね。左になかった。

松本委員：

「障害者」というのは、どうしてるんですか、政府の文書は、「害」の字は。平仮名ですか、普通は。

柳委員：

平仮名かな。

松本委員：

ですよ。石偏の字は使わないで、平仮名「がい」ですよ。障害の「害」が問題というので。漢字で書くときは、石偏のこういう字を、最近は書くようになってますよね。

原科委員長：

害する「害」だから、イメージ悪いと。なんか、へんてこな。

作本審査役：

じゃあ、平仮名にしておいたほうが、一般的と考えていいですか。

松本委員：

多分、最近は平仮名が多くなってる。

原科委員長：

でも、害を受けてる人なんだから、これでいいと思うけど。

高梨委員：

それは配慮してということですか。

松本委員：

よく、障害者団体から来ますからね。問題の字を使った、何事だと。

柳委員：

法律は、全部、平仮名で「障がい」で、「がい」は平仮名ですね。総合支援法。

村山座長：

じゃあ、4番、よろしいですか。

作本審査役：

はい。じゃあ、今のところを修正させていただきます。

5番、よろしいですか。

村山座長：

はい。

作本審査役：

5番のほうの冒頭の部分は、「公開とする」まで第1パラ、これは変更なし。2番目の「ジェットロは、」というところ。これは「アドバイス」を「助言」に変えるとか、あるいは若干ありますね。「事業の実施状況を報告し」「見直し等」というこの辺り、ちょっと変えた。ここでは事業名称、これを後々も出てくるし、入れる必要はないだろうということで。よろしいでしょうか。

次のパラ。「ジェットロは、」から5ページ目のところ。これも「ファックス等」、ここで漢字にさせてもらってます。おそらく後々、この「など」は、漢字の方向へ持っていくんではないかと思ってたんで、取りあえずここは「ファックス等の文書で」ということで、表現が動いています。

次、よろしいでしょうか。

村山座長：

はい。

作本審査役：

次のパラはもう「アドバイス」を「助言」に変える、これだけです。

あと、次の「ガイドラインの改定について」、この6番目なんですが、ここは前に「5年以内に包括的な検討を行って、必要に応じて改訂を行う」と、そんな文章で、これは2回ほど、話をして改訂した結果が、「5年以内に包括的な検討を行い、その後は、必要に応じて、改訂を行う」ということで、5年先を見越した表現に変えたんですが、実はちょっとその後、佐々木さんと話したところ、いわゆる5年未満のとき、1、2年前にも、事業費の名称が変わるたびに、若干の修正を、もちろん諮問委員会に報告してますけど、やってきたことがあると。そういう過去についても、マイナーな改訂を、改訂というか修正をやってきちゃったんで、それを読み取れるような表現のほうがいいんじゃないかと。

そうすると、「その後は」じゃなくて、「または」とか「また」とか、過去にも将来にも、5年の壁を気にせずと言及できるような表現のほうがいいんじゃないか、ということが、ちょっと出てきたことはあるんですが。ここはまだ「その後は」というのは、私、手を入れておりません。

高梨委員：

それはあれですか。また委員会とか開くのが大変だからということで。改訂、その間に。

作本審査役：

諮問委員会のときには、例えば、事業費の名称が変わったからということで、ご連絡するようなことで、今までやってきてると思います。

高梨委員：

この文章でも、意見を聞いた上でというぐらいだから。

佐々木主幹：

高梨さん、もうちょっと単純に、これは「5年以内に包括的な～行い、その後は、」となってるんですね。だから、後じゃないと、必要な、細かいことができないよと、単純に。

原科委員長：

「その後は」という言い方、付けないほうがいいということね。

佐々木主幹：

「または」必要に応じて、できるんですよと。

作本審査役：

我々が昔やった修正が、ここで否定されちゃって。

佐々木主幹：

もっと単純なことです。

原科委員長：

5年やらないと、やらなくなっちゃうからね。

佐々木主幹：

そうなんです。

村山座長：

事業名の変更は、改訂には当たらないんじゃないですか。というのは、11 ページに、そういう表現で、書いてますよね。

作本審査役：

そのたびごとに入れておいたんですね、注で。

村山座長：

だから、「また」でいいと思うんですけども。

原科委員長：

ただ、その5年以内でも、必要が出てくればね。

村山座長：

じゃあ、「また」で。

作本審査役：

そういうことで、これは。

村山座長：

6番まで、よろしいでしょうか。

じゃあ、7番。

作本審査役：

じゃあ、7番目のところは。

原科委員長：

遅くても5年以内ということで。必要に応じてやるということだね。

作本審査役：

ちょっと私、わかんないですけど、「必要に応じて」で、挿入句として考えれば、「必要に応じて」の前と後に「、」を入れちゃっていいものでしょうか。あるいは2つ、後半のほうの「、」いらぬのかな。どっちなんですか。ちょっと私、わからない。

原科委員長：

「、」いらなかったよね。「、」の後は、いらぬからね。つながるから。

作本審査役：

いいですか。2つ目の「応じて」の次の「、」も入れて。今後こういうのがちょっと出てくるんですけども、後でまた。

次、いいですか。

村山座長：

はい、いきましょう。

作本審査役：

じゃあ、7番目の「用語の定義」。最初の(1)のこの定義は、変更ありません。

(2)「貿易・投資促進事業」、これは、事業名をこうやって並べていった、ということだけであります。ただ、ここで最後に「案件形成調査」という言葉出てきますから、そこに「など」まで入れるかということで、統一の問題。どうしたらいいでしょうね、村上さん。「案件形成等」。

村上課長：

「案件形成等」。

作本審査役：

「等調査」でよろしいですか。それと、ごめんなさい。ここに(2)の中に、また枝番も(1)(2)と。これ、例えば両括弧の次は片括弧とか、数字の1、2とかABCとか、どういう表記、使ったいいでしょう。取りあえずこれ、小さい括弧を入れておいたんですが。

高梨委員：

もうこれ、決めの問題ですよ。

作本審査役：
何かありますか。

高梨委員：
事務局で考えて

作本審査役：
事務局で考えて。

高梨委員：
好きなように。

村山座長：
○数字ぐらいですかね。片括弧か、○数字か。

作本審査役：
○数字というの、ありますね。

佐々木主幹：
このガイドラインって、括弧の次が、ポツになんですね、いきなり。その下がないんで、だから、丸付けても、おかしくはないと思うんですけども。①②。

村山座長：
ほかにこういう箇所、ありましたっけ。

佐々木主幹：
いや、ないんですよ。

松本委員：
丸はここにある。

佐々木主幹：
ありました？

松本委員：
これは解説のところだから、ちょっと違う。

作本審査役：

①②で置き換えるということ。それじゃ、よろしいですか。また、時間節約ということで。

(3) のところで、『案件形成調査』とは、」。このところは、ちょっと注意していただきたいと思います。シーズと、あと今度、進捗のところをここに。進捗度の、それも含めての、ジェットロの案件調査というのかどうか、ということで、ちょっと読ませていただきます。「案件形成」、ここに「等」をまず入れるかどうかですけども。「とは、次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズ」、これでもう案件発掘だということをはっきり言ってたんですが、これを今、修正を。「を発掘するために行う調査であり、」次に『ジェットロ案件形成調査』、ここに「等」を入れるかどうか。「とは、ジェットロが、経済産業省等からの受託事業として行う」。ここにまた、案件形成調査。「等」を入れるかどうかわかりませんが、「のことをいう。」ということで、どのようにこれを修正していったらいいか、なんですが。

高梨委員：

最初はこれは、定義の話だから、「等」を入れたらおかしいですよ。

村山座長：

そうですね。

作本審査役：

限定的に使ってる場合と、全部をこういうふうに言ってる場合と、両方ありますんで。

村山座長：

次のは、入ってておかしくないですね。

高梨委員：

そうですね。ただ、「等」のあれは、その他、何でしたっけ。石油だの。案件形成以外、何でしたっけ。あれは案件形成と言わないのでしたっけ。

村上課長：

前は入ってるんですか。もう今は、やってませんが。

高梨委員：

今、現状、これからこれの適用されるのは、案件形成調査と……。

村上課長：

それだけです。

高梨委員：

それだけですか。

村上課長：

資金協力課の調査は。石研課のやつは、事業自体、なくなっちゃったんです。

高梨委員：

「等」を入れたのは、なんで？

村上課長：

もともと、資金協力課の、いわゆる仕様にそう入ってます。「等」と入ってます。我々との契約においても、そういう書き方には。「案件形成等調査」という名称になって、変えちゃったんです。「民活インフラ案件形成等調査」というふうに。それで。

高梨委員：

ただ、あれは、役所側で予算のあれとかいうことで「等」を入れてるんじゃないか、と思って。

村上課長：

それもそうですね。

高梨委員：

こっちでは別に、両方とも「等」はいらないと思うんだけどね。基本的に案件形成してないよね。

村山座長：

基本的にそうかというのは、ちょっと議論があったと思いますけども。

柳委員：

経産省から受託するものだけを「案件形成等調査」と、今まで言っていたわけですよ。だから、それはそこに限定して、「等」を使えばいいだけで、あとは、いらんのではないですかね。区別したいわけでしょう。

村山座長：

そうすると、ここでは「等」はいらない、ということですか。

原科委員長：

いや、だから (3) の黄色 2 つ目。最初の「案件形成調査」はいらない。次の「ジェトロ案件形成」は、「案件形成等」とやっておいたほうが、いいということなんじゃないのかな。

村山座長：

ということで、よろしいですか。

作本審査役：

経産省から受けるものは、いろんなものを含んでから「等」にしておく。かぎ括弧の中で「ジェトロ案件形成」、どっちに入る？

原科委員長：

『ジェトロ案件形成等調査』とは、ジェトロが経済産業省等から受ける案件形成調査だと。

作本審査役：

受けるときには「等」を使うと。そうすると、4 行目にちょっと黄色く塗ってないんですけど、この場合の「案件形成調査」というのは、これは単なる調査名、呼び方だから、いらない？

原科委員長：

これはだから、上の最初に定義した「案件形成調査」ですね。だから、「案件形成調査」という一般的な概念があって、その中から、特に経産省から受けるのは「ジェトロ案件形成等調査」。

作本審査役：

あと、熟度をここに一切咬ませなくていいですか、これは。話は別のことだから。いわゆる熟度のこと。

村山座長：

いいんじゃないかと思えますけど。

作本審査役：

というのは、これはシーズのことを言ってるんだけど、ここで言及する必要ないと。どういう交通整理をする？

松本委員：

これはぶり返しですけど、シーズなんですね。さんざん議論されたと思うので。

作本審査役：

でも、この箇所に入れるかどうかを、ダブってるところで。

松本委員：

「シーズ」という言葉だけです、私が気にしてるのは。それはもう議論されたのであれば、私は蒸し返すことはするつもりはないので。

高梨委員：

このままでいいんじゃないですか。

作本審査役：

いいですか。じゃあ、これはこのまま、元のままで。

できるだけ進むということで。次の「フィージビリティ調査」。ちょっと文章としては変わってないんです、(4)。だけど、ここに「注1」が入ってる、「フィージビリティ」という言葉。これがしかも、注で一番最後のページなんです。注をちょっと、一番最後の24ページの下に手書きで。注機能、使っておりません。旧のほうの注機能を使ってますから、ダブっちゃうんで。これ、2004年の。今どき、フィージビリティに注を付ける必要、ないんじゃないかという気がするんですが、どうでしょう。

高梨委員：

もういらないと思いますね。

作本審査役：

今は一般的ですもんね。

松本委員：

説明してありますよね、ここに。

作本審査役：

説明の文句はそっくり。あともう一つ。

原科委員長：

「注」すると、かえって古くさい。「注」は、ないほうがいい。

作本審査役：

それと、今のそうすると、フィージビリティというのは、もう用語説明ですか。この入る前に、すでに今の(3)のページに、いわゆる「フィージビリティ」という言葉が登場しちゃってるんですけど、これはそれで構いませんよね。(3)の中でフィージビリティ、一回使って。本当はここに注がなきゃいけなかったんでしょうけど、後で気付いたんですが。いいですね。ここで使って、もうその次の(4)で、フィージビリティの定義を行ったという。

松本委員：

それを言えば、(2)の「貿易促進」のところで、案件形成の話は出てますから。

作本審査役：

じゃあ、もういいですよ。順番に定義を下して。あいうえお順というわけでもないし。よろしいですか、これ。

原科委員長：

上で使って、その説明を下でやって、そういう感じ。

松本委員：

それであれば、トップバッターは「フィージビリティ」ですね、そうなる。もし必要ならば。

原科委員長：

そうなっちゃうね。

松本委員：

ええ。

松本委員：

「フィージビリティ」「案件形成調査」「貿易投資促進事業」という順番に書かないといけないということで。自然と言えば自然ですね。

作本審査役：

自然ですか、そっちのほうが。

松本委員：

わかんないですけど。構成を知ってる人間からすると、別に気になりませんが。

作本審査役：

気にならない？ 気になります？

松本委員：

いや、知ってる人間からすると、なりませんけどね。どうなんですかね、一般的には。説明が後からくるって。

作本審査役：

ならないんだったら、じゃあ、いいですね、別に。じゃあ、よろしければ、後で皆さん、気になったら言ってくださいということで、今は軽く。

原科委員長：

ガイドライン、読む人がどうかでしょう。気にならないというよりも、読む人次第だと思う。

作本審査役：

次の「ステークホルダー」。このところはまた、黄色いところ、ジェットロ案件「等」を入れるかどうか、ということがあります。あと、この間の「予定地が明らかであり」じゃないけども、その表現をここにかかってくるのか。あともう一つ、この場で議論になったのは、ステークホルダーの説明が、3回ぐらい出てくると。どこかにまとめて説明すれば、ダブって同じことを言う必要ないんじゃないか、ということが出たかと思うんで。どの部分でこのステークホルダーに関する説明をできるだけ固めちゃうというか、まとめちゃうかという。

原科委員長：

このステークホルダーの説明で、最初はどこですか。

作本審査役：

用語定義で、ここが最初です。

原科委員長：

じゃあ、ここで書いたら、あとはもう省略していいんじゃないですか。

作本審査役：

まず、簡単な「形成等調査」でよろしいですか。「等」を入れさせてもらって。

村山座長：

そうですね。ステークホルダーの説明は、どこでしたっけ。

作本審査役：

あと2カ所出てくる。第Ⅱ部とⅢ部にも出てきたかもしれません。

村山座長：

Ⅱ部はありますか。

作本審査役：

Ⅱ部の最後のほうになかった、でしたっけ。最後というか、CSRの前になかったかな。Ⅱ部の7ページの右の下、一番右下ですね。ここに「ステークホルダー」。

原科委員長：

言葉は出てくるけど、説明は特にないの？

作本審査役：

あと、13ページにも出てくるという。13、14。

柳委員：

定義内容が重複するわけでなければ、別に固めなくてもよいと思います。

原科委員長：

ステークホルダー、定義は書いてないの？

柳委員：

定義は書いてないですよ。

原科委員長：

問題ないの？むしろ、定義したことがここで出てこなかったら、定義する意味が、なくなってしまう。

柳委員：

いいのではないですか、このままで。

原科委員長：

僕もいいと思います。

作本審査役：

文字どおり、ステークホルダーの意味を、辞書のように書いて説明しているということで、これはこれでよろしいですか、ここは。あと2、3カ所、後で出てきますけど。よろしいですか、これは。

村山座長：

よろしいですか。

原科委員長：

うん。ステークホルダー、いろいろ議論あるから、これでちゃんと書いてくれればいいと思いますね。

作本審査役：

「影響を受ける～」というのは、ここにはかかってこないですね。「影響を受ける地域」とかって、あの辺りの。プロジェクトの予定地だとか、そういう言葉はここでは。いいですね。

柳委員：

これは、あくまでステークホルダーの定義だから。

作本審査役：

一般的な、一般用語として使われてるものを、ここに説明してるから。

柳委員：

そうそう。「ここで言うステークホルダーは、こういう対象の人を言っていますよ」ということだから。

作本審査役：

上の 4 行目に「ただし、ジェットロの案件等調査においては」というようなことで、説明を加えてますけど、これもいいですね。(5) のところに。こういう使い方をしますと定義を言ってるんだけど、それが、後のとダブってるのかダブんないのか、ちょっと。

原科委員長：

「ジェットロ案件形成等調査では」。具体的に記述していると。上が一般的。

作本審査役：

できれば、一般用語の説明で置いておくと、ありがたいんですがね。

柳委員：

一般用語で置いてしまうと、こちらのジェットロのほうでは、限定を加えてるわけでしょう。だけど一般では、こういう対象ですが、ここで言う「ジェットロの案件等調査」では、もう少し限定してますよ、というところを言ってるわけですね。

作本審査役：

というところまで入れてるから、そこ止まりでちょうどいいと。

柳委員：

いいのではないですか。

作本審査役：

はい。わかりました。

原科委員長：

「広義には」で「ただし」と書いてある。「広義では」というより、「一般的には」のほうがいいかもしれない。

松本委員：

広義というのは要するに、ほかのあれですよ。

原科委員長：

「一般的には」だな、これ。「広義」というと……。

松本委員：

第Ⅲ部以外のことも含めてということですよ、これ。

村山座長：

そうです。

作本審査役：

「一般的には」に置き換えますか、この言葉。広義というと、狭いものがなきゃいけないんだけど。

原科委員長：

「一般的には」じゃないですか。

作本審査役：

「一般的には」でいいですか。じゃあ、そうやって置き換える。

原科委員長：

ステークホルダーも本当、今、普通に使うようになりましたね。30年前は我々の領域でしか使わなかったけ。

松本委員：

「一般的」だと、世の中一般に思ってしまうんだけど、このガイドラインで一般的なんですよね、この一般は。だから逆に、そこは何もなくて、「ステークホルダーとは、ジェットロ事業～」で「ただし」のほうが。一般社会のステークホルダーとこれは違うので。

原科委員長：

「ここでは」か。

作本審査役：

次は「ただし」でもって、今までの前提、置き換えてるから。4行目から「ただし」になって、「ジェットロの」と言ってるから。どうなんですか。上もジェットロのことですかね。ジェットロ事業に関係するか。

松本委員：

案件形成以外のもので、ステークホルダーというのは、こう言ってるけど、案件形成のところでは、こうだという話ですから。なので、「広義には」そのもの消しても、全然、話としてはつながるかなと。

作本審査役：

消したほうがいいかな、いっそのこと。

原科委員長：

なくてもいいね、そういう意味では。

作本審査役：

いいですか。じゃあ、「広義に」を取るということで。

原科委員長：

ジェトロと書いてあるから。一般的には、「ジェトロ」を外せば「一般的」表現なんだ。「ジェトロ事業」と書いてあるからね。

作本審査役：

じゃあ、そういうことで。

高梨委員：

ただ、「ただし」というの、なんか気になるんですけど。ちょっと違和感があるな。

松本委員：

確かに。

作本審査役：

「なお」ぐらいで、追加的な文章にして。

松本委員：

国語の常用体では「ただし」は、「追加的で重要ではないもの」を書くときに、「ただし」を付ける。なので、「また」というふうに、並列にするというのが、国語では習う話ですね。

作本審査役：

「ただし」は強いですね、ちょっと。条件付けるときに。

村山座長：

高梨さん、そういう意味合いですか。

高梨委員：

そうですね。上で一般的なことを言って、その具体的な要項を書こうとしてるんですね、ここは。

松本委員：

「ただし」は例外的ですよ、こういうときは。

柳委員：

ここでは例外的に使っているわけですよ、「ただし」というのは。

原科委員長：

うん。とりあえず、意味はわかりますよ。

作本審査役：

前半に対して、条件くっつけたという意味では、「ただし」で。

原科委員長：

「ただし」でいいんじゃないの。「また」というと、また違うような感じがする。

作本審査役：

並列ではない。

松本委員：

確かに。私、文章を教えるときに、「ただし」の後は重要ではないと教えてしまうんで。「ただし」の後の重要な場合は「しかし」と書けど。

原科委員長：

「ただし」の後、重要な場合が多い。

松本委員：

「ただし」の後、重要なことを書きたければ、その「ただし」を「しかし」と書かなきゃいけないというふうに、一応、文章の書き方では教えますよね。

原科委員長：

でも実際には、世の中、「ただし」の後に大事なことを書いてる場合、結構あるよね。

松本委員：

この「ただし」が学生たちを迷わすんですよ。

柳委員：

「ただし～には限らない」とかいうのが多いからね、法令では。

松本委員：

しかもそれは、すごい重要なこと。

原科委員長：

「ただし」は、実際、重要な場合が多い。

柳委員：

皆、適用除外だから。

松本委員：

学生たちに「ただし」の後に重要なものをたくさん書くんで。

作本審査役：

ちょっと私、今、気になったんですけど、括弧内に「現地で活動している NGO を含む」と書いてありますから、これは現地の NGO は含めるという前提ですけど、メコン・ウォッチさんは、どっちなんですか。

松本委員：

そんなことは、気にしないでもいいですから。

作本審査役：

日本で活動してて、現地で。いいですか、その辺で。

村山座長：

という意味合いですよ、多分これ。日本には限らないと思いますが。

作本審査役：

日本には限らないと。「現地で広めてる」でもいいですね。じゃあ、よろしいでしょうか。

村山座長：

これ、「ただし」は生きで。

原科委員長：

「ただし」は生きで。

作本審査役：

「ただし」は生きでいいですね。はい、わかりました。

村山座長：

ここは、もう一回やったほうがいいような気がしますね。ちょっと第Ⅲ部まで行ってから、また。

作本審査役：

この定義の言葉。あと、今、一つずつやっていますけど、何か追加するような定義、用語があるなら、また。

次、行っちゃっていいですか。

村山座長：

どうぞ。

作本審査役：

何とか5時半までぐらいに。6番目、「スクリーニング」。これもまた「等」を入れるかどうかなんですけど、「案件形成等調査」で。

原科委員長：

「ジェットロ案件形成調査」は、もう自動的に「等」を付ける、と決めたんだから、やればいいんじゃないですか。

作本審査役：

全部これでいいですか。

村山座長：

はい。

原科委員長：

必ず書いておかななくっちゃ。

作本審査役：

じゃあ、ジェットロの名前が付くものは、全部。

原科委員長：

「ジェットロ案件形成調査」は、もう皆「ジェットロ案件形成等調査」になると。

作本審査役：

に全部置き換えると。じゃあ、やっちゃいます、私のほうで。

原科委員長：

換えたら自動的に。

作本審査役：

もう一つは、「スクリーニング」というのは、ここで今、ジェットロでやってるスクリーニングというのは、影響があるかないかということで、2つに分けてるカテゴリ分類という意味でやってるんですね。熟度のところは、このいわゆるカテゴリの考え方とは全く違う、という範疇で考えてるから、カテゴリは議論の中に入れなくていいですね。

原科委員長：

ええ。

作本審査役：

全く別の世界で、授業として受ける、お皿を広くしたという。

原科委員長：

スクリーニングというのは、別ですからね。

作本審査役：

はい、わかりました。

7番目の、いいですか。「幅広い洗い出し」という言葉ですが、これはもう、私どもの事業用につくっていただいた言葉ですけども。この「ジェットロ案件形成調査」。

原科委員長：

「等調査」。

作本審査役：

「等」を入れるということで、自動的に。ほかでは変わってないと思います。以上です。

松本委員：

若干気になるのが、今までもそう書いてあったんですけど、「次の段階で行う環境アセスメント」とありますけど、世界銀行の場合、環境アセスメントは、ちゃんと社会面が入っているので、特に私は気にはならないですが、これを受託した企業側が見たときに、本当に社会面のことについて、今までの記述が弱いので、環境アセスメントでいいのかというのは、なんかやっぱり、ちょっと気にはなるかな、という。なので、「次の段階における環境社会配慮調査」とか、何かもう少し、社会が、日本でも自覚的に見えるような書き方はないかなというのは、ちょっと思ったりもするんですが。どうなんですか、これ。「環境アセスメント」と、日本語で書いてあった場合は、企業側は、社会面を考えるものですか。

原科委員長：

鋭い指摘だ。私がいつも言ってることです。本当に日本は狭く捉えるからね、自然環境だけに絞っている。

村山座長：

アセスメントの定義はしてないんですよ。

松本委員：

「環境アセスメントとは」という定義がいますかね。

作本審査役：

ここでいうところの「アセスは社会配慮まで含む」と。

原科委員長：

でも実際、コンサルタントの感覚だと、国内はそうなってるからね。社会環境はあんまりない場合もあるかもしれない。確かに。

作本審査役：

でも、これ、重要なんですよ。今の多くの事業をやってる方、ともかく相手国のアセスをクリアすればいいと。それ以上に何を非難されることがあるかと、そういう考え方でずっと、結構、企業にはあるんですね。松本さんが言うのは、まんざら簡単なことではないんですよ。

原科委員長：

ここでの表現は、ちょっと何か、わかるようにしたほうがいいかもしれな。どうしたらいいかな。

柳委員：

「アセスメント」、取っちゃってもいいのではないですか。「環境社会配慮のスコーピングの準備として」。

村山座長：

松本さん、そういうご意見なんですけど。

松本委員：

それで日本の会社がわかれば。あるいはジェットロとして言いやすければ、それでも。

村山座長：

次のところで書いてはいるんですよ。

作本審査役：

「配慮」と書いてあるんですね。

村山座長：

前を変えたほうが、よりわかりやすいというか。適切かもしれない。

松本委員：

「次の段階で行う調査の」では、だめですか。もしそれがダブってるなら。

原科委員長：

「環境社会配慮調査」と言ってもいいかもしれない。

作本審査役：

ここで使っちゃうと、その次の行の「環境社会配慮」という言葉、同じことを言っていると、繰り返し。

高梨委員：

僕らからすると、環境アセスメントというのには、社会配慮も、やっぱり入るようになってきてるんですよ。ただ、環境アセスメント、これ、なくなっちゃうと、いわゆる専門

的な用語の通じる言葉が、なくなっちゃうと、ちょっとね。

原科委員長：

国際協力分野だから、国際的なアセスメントの概念だから、これでもいいのかもしれない。
国外の人から見ると。日本国内の発想は、全部ずれてるからね。

高梨委員：

ここを出てきて、その後すぐにまた「環境社会配慮」と入れてるからね。

作本審査役：

出てくるんですよ。

原科委員長：

そういう意味では、NEPA（米国）式の環境アセスメントという概念でいけばいいのか。

高梨委員：

ただ、まだまだ、日本で環境アセスメントと言ったときに、環境面だけというのが残って
るということは事実なんですよ。

原科委員長：

国際協力は世銀がリードしてきた領域だからもっと広い。

松本委員：

一番簡単な逃げは、「アセスメント」の後に「等」を付けるということですけど。

作本審査役：

「等」は何ですかと聞かれるね。

松本委員：

社会影響ですよ。

柳委員：

それは明確にしてないと、わからないのではないですか。

松本委員：

私は、なんかやっぱり社会が……。

原科委員長：

じゃあ、「環境アセスメント」、括弧して「社会影響を含む」とか、する？

柳委員：

「環境社会配慮アセスメント」と。

作本審査役：

そういうの、つくっちゃいますか。

原科委員長：

いや、「環境アセスメント」という普通の言葉あるから、括弧して社会……。

高梨委員：

でも、その後で説明されてるから、いいんじゃないですか。

作本審査役：

次に言ってるんですけどね、もう一回。

村山座長：

括弧を前出すのはどうですか。

作本審査役：

これを前に出す？

村山座長：

「社会影響を含めた環境アセスメント」。

原科委員長：

なるほど。それでもいいね。「社会影響を含めた環境アセスメント」としたらどうですか。それ、ちょっと付けてもいいよね。「次の段階で行う社会影響を含めた環境アセスメントのスコーピング」。そうしたらいいんじゃないかな。

村山座長：

じゃあ、ひとまず、それで。

作本審査役：

よろしいですか。じゃあ、第Ⅱ部のほうに入らせていただきます。Ⅱ部のほうは、この CSR、昔はサプライチェーンとか、そういうような言葉。まず「基本的な考え方」の(1)。これについて、まず、ここでの文章で特に修正箇所はありません。ただ、ここから派生というか発生するところで、左下のほうに、旧ガイドラインにかかる「解説」という文章があるんですね。企業の CSR に関する説明がありまして、今、ここにはくっついておりますけども、10 ページにくっついておりますが、これを今回、今、私は白紙しておりますけど、改訂版をつくったときに、またもう一回、CSR の説明を載つける時代かなというか、そういうのは疑問に思ってます。ですから、この注を外すことで、もう、別紙 1 自体を。

村山座長：

これ、外すという方向じゃなかったでしたっけ。

高梨委員：

そうです。

作本審査役：

よろしいですか、もう、それで。

高梨委員：

僕らも「今さら」という感じで。

原科委員長：

うん。そういう議論になりましたね。

作本審査役：

はい、わかりました。じゃあ、もうこれで。

よろしいですか、2 番目のほうに行って。

村山座長：

はい。

作本審査役：

「情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション」というところ。ここでは、この文章の中での修正箇所はないですね。

次の 2 のところですね。「事業主体としてのジェットロの環境社会配慮」。この「グッドプ

ラクティス」もそうですね。前は例示を挙げてただけど、それはもう古いグッドプラクティスの一例を、前は一生懸命つくってくれたんですが、それを改訂するのは、かなり手間だろうということで、外せないかということですが、いかがでしょうか。

村山座長：

別紙1というのが、これは生きるわけですね。

作本審査役：

別紙1は、8ページのところに行きますと、「別表」というのがありますが、これを別紙。これを置き換えて「別紙1」にして、最後に付いてますかね、環境関連で使える、参考となる国際条約。

原科委員長：

これ？

作本審査役：

いや、別の1枚で入ってる、はい。これを「別紙1」として使って。前は確か、これを文中に入れてたんですね。

原科委員長：

いろいろ、変化してますから。世の中が変わっていくから。

作本審査役：

この「別紙1」の文言を、若干修正させていただきました。これもちょっと、皆さん方に。議論してないんで、ちょっと、こういうことで変えたいがということなんです。まず大きいところでは、③、④。この縦軸を中期計画に沿って③と④を、縦の○付いてるその行に置き換えましたというか、入れ換えました。「Inbound」というところの真下に、2本を左右を入れ換えさせてもらったんですね。

あと、表題。この間、教えていただいたように、「リスクの参考となる」というところを変えて、また足りないという、意味がよくわかんないということで、「リスクの判断に参考となる」、表題部分ですけど、「国際的な枠組み等」、こういう題名に変えさせていただきました。

原科委員長：

これ、Outbound、Inboundも日本語、付けておいたほうがいいんじゃないの。輸出促進とか海外進出支援とか。日本語ちょこっと。せつかく表つくるんだから、別紙。ここだけ、

英語はへんてこ。

作本審査役：

そうですね。ちょっと見た目が。

松本委員：

難しいですよ、しかし。

原科委員長：

いや、ここでは、**Outbound** は輸出促進で、**Inbound** は海外進出支援という日本語にして
るでしょう。少なくとも、それは付けておかないと、このガイドラインと整合しないです
よ。

松本委員：

表ですか。

原科委員長：

表のところ。

松本委員：

Outbound が 2 つある。これではなくて？

原科委員長：

ここのところ。

松本委員：

①と②が、まさに、その、あれですよ。本文にある「輸出促進」、「進出支援」。

作本審査役：

Outbound って、日本語で言うと、何になるんですか。「外向け」、「内向け」じゃ、だめ？

村山座長：

多分、それ、最初のガイドラインつくるとき、結構議論して、後から確か、これ、出てき
たんですよ。

作本審査役：

そうなんですか。片仮名で入れてもおかしいし。

村山座長：

うまく表現するものがないみたいな。

柳委員：

それ、ジェットロから出てきたのではないですか。

村山座長：

そうなんです。

柳委員：

ジェットロから **Outbound**、**Inbound** と出てきた。

原科委員長：

そうです。だから日本語でちゃんとやってもらいたいと。

村山座長：

ある意味では、これ、入れなくても。

佐々木主幹：

これ、また時間食っちゃうんで、また次回までに、ちょっとじゃあ、提案させていただく
ということ。

高梨委員：

④のところ「貿易取引の拡大」とあるでしょう。**Inbound** だったら輸入じゃないですか。

作本審査役：

「取引」だったら、用語ですもんね。出てくるのと入ってくるのじゃ、輸入だけしか **Inbound**
に入れるべきじゃないと。

高梨委員：

それも含めて検討していただいて。

松本委員：

あと、①②③④って、なんで付いてるんでしたっけ。

原科委員長：

それもわかんないな。これ、いらねえ。

作本審査役：

わかんないですけど。いらねえ。両方①使ったら、よくないですよ。

松本委員：

リスクと混乱しますからね。

佐々木主幹：

作本さん、前のガイドラインもないんだけど、なんで付けたの？

原科委員長：

こういうのは、よく引用されたりするからね。恥かっちゃうと具合が悪い。直したほうがいい。これだけパッとわかるようにして。

作本審査役：

入ってない。元のは、入ってない。取らせていただきます。

原科委員長：

いらねえ。せめて片仮名で書くとかしないとね。へんてこです。

作本審査役：

最悪、片仮名でいいですか。

村山座長：

それか、もう外すかですね。

原科委員長：

外してもいいんだ。

作本審査役：

外してもいいですね。

佐々木主幹：

そうですね。

原科委員長：

わざわざ分けてる意味がなきゃ、外しても。

佐々木主幹：

そうですね。

高梨委員：

ジェットロの人が解らないんじゃ、ね。

佐々木主幹：

おっしゃるとおり。

原科委員長：

ジェットロの人が、解らなくなっちゃう。じゃあ、片仮名で。

作本審査役：

あと、表の中の小さい表現のほうですけど、確か赤字で残して……。

松本委員：

変な話、一番右の。これは「国際的な条例」は、おかしいですね。

作本審査役：

どこに書いてあります？ ああ、本当だ。条約だ。

柳委員：

「条約」の間違いでしょう。

作本審査役：

これ。誤植ですね。もしかして、このまま何年も……。

佐々木主幹：

違う、違う。これはワードを打つときに外した。

作本審査役：

ちょっと打ってもらったんで、そのときの、私の。

柳委員：

だから、タイトル自体が「枠組み、条例等」と。この「条例」いらないですよ。「枠組み」。だから条約だったら「条約」ということで。

原科委員長：

「条約・枠組み」じゃないの。

柳委員：

条約はあるから、「条約」と入れておくと。

原科委員長：

ラムサール条約とか書いてあるからね。国際条約と枠組み。「国際的な条約・枠組み」。条例はおかしいよ、本当に。柳先生、おられるのに。

柳委員：

ただの誤記だと思います。

松本委員：

一つを間違えるならいいけど、両方「条例」になってると、おかしいですね。

作本審査役：

この中もなんですね。

佐々木主幹：

ああ、本当だ。気付かなかった。

松本委員：

一貫して両方。

原科委員長：

しかも表現の順番、違ってる。条例と枠組み、入れ換わっちゃってる。

作本審査役：

これ、「・」ですね。

原科委員長：

下の枠の中に「条約・枠組み」と書くんだったら、上の表題のところも同じ表現にしておかないと、格好悪い。

作本審査役：

でも、枠組みの中に条約も入るんじゃないんですかね、もっと広い意味で。そうすると、これ、2つ並べる必要があるのかな。

原科委員長：

それはそう。だから、「国際的枠組み」だけでもいい。

柳委員：

前のほうは、ちゃんと「枠組み・条約等の例」と。で、「国際的な条約・枠組み等」とかいてありますね。

作本審査役：

順番変えるのはおかしいですね、少なくとも。

松本委員：

あと、「リスク」の13番。「貴重動植物」じゃなくて「希少」の間違いじゃないですか、これ。「貴重」なんですか。

作本審査役：

これ、今「貴重」で、これ、調べたら、「貴重」という用語もあるんです、使い方が。希少生物と両方とも含めた場合に、この「貴重」という言葉を使ってるというのが出てきたんで、それで使ってるから、一応残したんですけど、我々、聞いたことないです、私も、「貴重」なんて。天然記念物ならわかるけど。

原科委員長：

どこで使ってるの。どういうところで使ってるのかな。昔の使い方じゃないの。最近もそれを使ってるのかな。

作本審査役：

昔の初期のころの言葉ですかね、これ。意識語で。

原科委員長：

今は「希少」です。rare とか endangered。昔は「貴重」という言葉。天然記念物とかは。今は違うんじゃないかな。最近の概念では。

作本審査役：

「希少」に変えちゃいますか。ワシントンでしょう。

原科委員長：

例えばイエローストーンだって、昔は「貴重」という感覚。イエローストーンね、ナショナルパーク。貴重だったんですよ。だけど今は、ちょっと違うから。

作本審査役：

「貴重」という場合には、経済的に観光資源として使えるからと、そういう意味合いに近くないですか、天然記念物とか何か。もう今に合わないですよ。

原科委員長：

だから、最初の伝え方だと。急にこうやると、現在の感覚とずれてる印象を受けちゃう。

作本審査役：

じゃあ、希望の希に、少ないの言葉で。

原科委員長：

それ、確認してください。「貴重」がどこに出てきたです。その古い用法で「貴重」だったら、やめたほうがいいですね。

作本審査役：

ワシントン、こんなの、出てきますか。条約の中で検索かけて。

松本委員：

僕も見ることがあるんで、ちょっと今、確認をしたんですが。

作本審査役：

endangered で、ないんですかね、普通に。

松本委員：

でも、ちょっと……。

作本審査役：

昔だったら rare。

高梨委員：

だって、英語で言ったら precious とか何か。

原科委員長：

precious ですよ。あるいは valuable、貴重品。valuable という言葉は使うな。

作本審査役：

金の鎖つけた動物。

原科委員長：

valuable というのは、こういう場合にも、環境で使います。

作本審査役：

言葉としては、そういう、使ってた時代があったみたい。

松本委員：

要確認かもしれませんね。

原科委員長：

ちょっと気になるね。

作本審査役：

我々も直そうと思ったんですけど。やっぱり「希少」のほうに戻すかどうかを。

原科委員長：

調べたほうがいいね。

作本審査役：

ちょっと調べてみますね。それと、あと、上のほうから赤字でいくつか直しておいたのが、⑥。「侵害」というほうに。元は、すごいおかしい言葉で。不履行なんて、「権利の不履行」なんて、聞いたことないんで、それでやりました。

あとは、次の⑨ですね。「未実施」となってたんです、もともとが。これを、実施するか

しないかだから、「不」だろう、ということで。

原科委員長：

これは議論しましたね。

作本審査役：

うん。ちょっと一回、紹介させてもらってるかもわかりません。あとは、字の間隔。字と字の、活字の間隔が、何か所か空いてたんで、狭めさせてもらったと。

あと⑨。今、ちょっと気付いたんですけど、「工場建設に当たって」のこの「当たり」って、使うんですか、当たり外れの漢字。平仮名ですね。

村山座長：

使う場合はあると思いますけど。

作本審査役：

学生の答案にはあるでしょうけど。

原科委員長：

でも、平仮名でいいんじゃない。

作本審査役：

平仮名でいいですよ。

柳委員：

さっきの「貴重」というのは、野生動植物種というのは、環境省がレッドデータブックに入れたときに、地方自治体が条例でそれを指定するときに「貴重動植物種」とするものがあります。自治体のレベルの話です。国際的な議論ではないと思います。

原科委員長：

なるほど。だから、ユニバーサルには希少性の高い。でも希少性があんまり高くなくても、この場所では重要だというのは「貴重」だと、そういうことなんですね。ローカルな価値。

柳委員：

そうそう。都道府県で。

原科委員長：

これ、グローバルの話というよりは、「希少」のほうがいいんです。

高梨委員：

最近は、グローバルがローカルになってきてるんですね。

原科委員長：

そうか。そうすると「貴重」になりますね。「貴重・希少」にするか。「貴重なし希少動物」。

柳委員：

両方書いておけばいいですね。

原科委員長：

両方書いてもいいですね。両方書いておいてもいいんじゃない。

作本審査役：

どうですか。この「貴重」というのは、なんか、明治時代の最初に、日本で天然記念物を保護して、文化庁が皆、石垣の石も大きな桜の木も、皆一緒くたに自然保護したんです。そのときの根拠は、環境じゃなくて、いわゆる観光資産として。

原科委員長：

貴重なんですよ。珍しい。

作本審査役：

そう、珍しい。お金になるからということで保護したときに使った文化財、天然記念物で「貴重」なんじゃないかと思うんですね。ですから、その切り換えるときに「貴重」という言葉も残ってた。そんな感じがするんですけどね。

高梨委員：

rare にすると、商業利用というの、おかしいよね。

作本審査役：

おかしいですね。rare じゃ。

村山座長：

そうですかね。

原科委員長：

おかしくはない。要するに、希少だから、少なくなっちゃうから。商業利用したら困っちゃうからね。

作本審査役：

絶滅危惧種の商業利用なら、意味はわかりますよね。お金の、金銭的価値のあるものの商業利用も悪くないですね。

原科委員長：

「希少ないし貴重」でもいいんじゃないの。

作本審査役：

だけど、ワシントン、ラムサール、これ、使ってますかね。precious と言ってるのかな。

原科委員長：

確認するしかない。確認すればいいじゃない。

作本審査役：

検索入れます。

原科委員長：

確認すればいい。やっぱり要確認。

作本審査役：

はい、そうします。

松本委員：

本文も、別紙を使うのなら、注にはなくてもいいですよ。注 2 って、結局、別紙の存在を書いているだけで。

作本審査役：

注 2 で別紙？

松本委員：

別紙の存在を書いているだけですよ、確か。

作本審査役：

どうなんですか。これ、本文中、全部いらぬですね。

原科委員長：

引用してゐる箇所はどこ？

村山座長：

8 ページです。

高梨委員：

そうですね。これ、完結してゐるから、いらぬです。

作本審査役：

本文中に、これ、入れておかなきゃ、おかしいですね、むしろ。

原科委員長：

本当だ。これ、重複じゃない。「別紙 1 のとおり」と書いてあるなら、注いらぬじゃない。これ、重複してゐる。8 ページのところね。注 2 というのがいらなくなる、本文中。8 の注 2 はいらぬ。注 1 も削除。

作本審査役：

注のほうを削除させてもらって、番号をずらしていただく。番号の注 3 を 1 に持ち上げるということで、わかりました。

村山座長：

3 番。

作本審査役：

よろしいですか。3 番ですね。「企業の環境社会配慮へのジェットロの支援」という、ここです。この中の (1)。「環境社会配慮に関する情報の提供と助言」と書いてある。ここは確か……。

松本委員：

「国際規範」の括弧が 2 つ、前段と同じなんですよ。これ、いりますかね。その 2 段落前にも同じ文言があるんです。

原科委員長：

いらぬですね、前に出てるんだから。繰り返しになっちゃう。普通は、これ、いらぬ、文章くくるときは。一回きりで。直前だし。大きく飛んだ場合は、丁寧にやったほうがいいけど。すぐ直前では。いらぬ。

作本審査役：

その括弧内を全部削除すると。

原科委員長：

2番で出してるからね。

村山座長：

(2) ですか。

作本審査役：

ちょっと国際法で、協定と条約というのは、これ、別物ですか。convention と agreement なんだけど、これ、嫌というから。違うものですか、これ。

原科委員長：

協定と条約は、言葉は違う。

作本審査役：

日本語では両方 agreement、convention を当ててるから。

原科委員長：

国際的に詳しい松本さん、どうですか。convention と treaty。

作本審査役：

agreement と言ったり convention と言ったり。

原科委員長：

agreement、treaty もあります。

松本委員：

最適な agreement って、どうやって訳すんですかね。

作本審査役：

嫌だから、一応「協定」と。「条約」のほうが頭に来るんじゃないですか。どっちが上位なの、これ。

柳委員：

上位は条約です。締約国が批准して。批准しなくては国内法が整備できない。

作本審査役：

そうすると、条約が前に来るのかね。「条約や協定」ということで。

原科委員長：

そうそう。条約のほうが上。協定は後のほうにくるんです。

村山座長：

協定は協定で生かしたほうがいいですよ。

作本審査役：

「等」も入ってるんですよ、これ。「条約等」の「等」には、協定、除くんですかね。

柳委員：

条約は多数の加盟国があるけど、協定は二国間とか複数の当事者国だけの取り決めだから。

原科委員長：

お約束。

作本審査役：

そうすると、「条約や協定等」でいいということですか。

柳委員：

順番的には、そうですね。

原科委員長：

「国際条約や協定等」でいいんじゃないの。

作本審査役：

そうですね。国際条約ですね。

松本委員：

あと、ややこしくなるのは、この下から 4 行目に「我が国企業」って、日本企業のことですか、何ですか。ちょっと聞きたくなるんですよ。日系企業とか何かいろいろ出てきて「我が国企業」とは何ですかね、これ。日本企業のことですかね。

原科委員長：

そう、じゃないかな。

作本審査役：

ここで前に議論になったのは、日系企業、日本企業というのは、用語統一に馴染まないところもあったんで。

松本委員：

直前に「進出日系企業」と書いてありますけど、その後に「我が国企業」とあるんで、これはひょっとして、日本企業と日系を両方合わせた用語かなとか思って。何ですかね、「我が国企業」って。

高梨委員：

海外に進出した日本企業を日系企業と呼んでるね。だから「我が国企業」、日本企業のことだと。

原科委員長：

「日本企業」と表現したほうがいいのかね。

松本委員：

でも、よく読んでると、日本企業と日系企業の両方を指した言葉が、この「我が国企業」のようにも読めたんで、ちょっと聞いてみたんですけど。

高梨委員：

そうですね。両方使ってるんですね。

佐々木主幹：

これは、中期計画の表現を取ってきてるんですね。この表現自体は変わってないので。これ、厳密に言うと、線引かないといけないんですけど、ここ。順番が変わってるんですけど。

ども、対日投資のほうが優先だったんで、対日投資と開発途上国というのを入れ換えてるんで、ここは線引かないと、本当はだめなんですけども、そのままの表現を使ってますね。

松本委員：

じゃあ、両方を合わせる一つの造語ということで。

原科委員長：

じゃあ、このままでいいの？

松本委員：

何となく、ちょっと違うなと思って。

佐々木主幹：

わかります。おっしゃるとおりですね。

村山座長：

そこら辺のニュアンスは、でも、伝わりますね。

原科委員長：

じゃあ、元に戻したら。

村山座長：

でも、そのまま。

作本審査役：

5時半は出てるんですけど、どこまで切り抜いておくか。

村山座長：

第Ⅱ部まで行きませんか。

作本審査役：

いいですか。3の今、(1)が終わったんですね。(2)の、この「日本企業の海外展開支援」という9ページの上から。

高梨委員：

これ、やっぱりちょっと、客観的におかしいね、この文章。「中小企業を中心とする」なん

て、おかしいですよ。

作本審査役：

これ、中期計画から取ったんですよ。

高梨委員：

そうそう。たまたま今、中小企業にフォーカスしてるから、こういうあれだけでも、一般的なジェットロさんから言ったら、「中小企業を含む」ぐらいのね。

佐々木主幹：

ただ、そこは、中小企業重視というのは……。

高梨委員：

だけじゃないの？

佐々木主幹：

だけじゃないんだけど……。

高梨委員：

「中心」としてないでしょう、別に。

佐々木主幹：

ミッション最重要項目の一つなんですよ。中小企業 also、「も」じゃないんですよ。

原科委員長：

大企業に関しては others、パブリックにサポートするのかと、そういう議論になるんでしょう。

佐々木主幹：

そうなんですよ。

原科委員長：

中小企業は支援があると。そういう仕分けだと思いますよ。それは、議論としてはそうなる。

佐々木主幹：

だから中小企業というのは、言葉としては外せないところがあるんですよね。

高梨委員：

だから、「含む」だろうと思ったんだけど。

佐々木主幹：

「含む」ではなくて、まず中小企業ありきなんです。

原科委員長：

中心、フォーカスされて、「それ以外にも」という感じになるんでしょう、言いたいことは。

高梨委員：

そうですか。マジョリティで中小企業を相手にすると、ジェトロさんは。

原科委員長：

本来は。

佐々木主幹：

ええ。ミッションなんです。大企業さんを支援することもあるんだけど、それは、たまたまという言い方、変なんですけど、also ということなんです。

原科委員長：

also、そうですね。

佐々木主幹：

ええ。じゃないと、ジェトロの存在価値というのは……。

原科委員長：

そうしないと、組織としての存在の意味がなくなってくる恐れ、あります。

佐々木主幹：

ないんですよね。

作本審査役：

「含む」とすると、もう……。

高梨委員：

そんなこと言ったら、民間の海外展開だって、無理じゃないですか。中小企業なんて、誰もいない。

佐々木主幹：

だから、実際、難しい面もあるんですよ。そこは、おっしゃるとおり。

高梨委員：

そこは中期計画、おかしいよね。

佐々木主幹：

高梨さん、あんまり責めないでください（笑）。

高梨委員：

だってこれは、ある程度、一般的な話になった、というあれだから、その時々、重点課題を載せたって、意味ないじゃない。

佐々木主幹：

これは、ただ、ジェトロできて 60 年、変わってないところなんですね、中小企業第一というの。

原科委員長：

もともと、そうですね。

佐々木主幹：

もともとそうなんです。

村山座長：

引用であれば、引用だということを、もっと明確に。「第 3 期中期計画においては」。

作本審査役：

下のほうに参照として。ただ、引用ではないんですね。キーワードみたいなことをつなげたということで、参照ということで出典は書いてあるんですけど。今、例えば「含む」とすると、中小企業が弱くなっちゃうから、うまいこと、ないですかね。「などの」ぐらいで。「中小企業などの」じゃないけど。あんまり書きちゃうと、よくないですか。

原科委員長：

じゃあ、第3期中期計画参照というのは、むしろ表に出したほうがいい。頭に。「ジェットロ第3期中期計画に記されているように～」と。そう言えばいい。

高梨委員：

ちょっとその後、「アジア地域及びボリウムゾーンを最重点として」なんて言うけど、現実今、アフリカ支援だって、中近東含めやってて、一番がんばったけど、全然これ、実態と違うよ、僕らが見ると。「これがそうなんです」なんて言われると、「え？」と思うよね。

佐々木主幹：

だけど、正直言うと、アフリカ支援って、かなり後の、TICADのあれで出てきたんですよ。だから、入れるときりがなくなる、変わってるんですけど、これ。

松本委員：

政策評価をしたほうがいいですね、じゃあ。

原科委員長：

高梨先生に評価してもらおうか。こんなんで、いいのかと。

村山座長：

この部分は、入れないといけないんですね、下線部。

作本審査役：

ジェットロが何をやってるかということ、少しでもわかりやすくという説明から始まっていったんですけど、それで我々、書ける根拠は中期計画じゃないかと。これ、結構、排他的に、これ、やっちゃいけないというかたちで書いてある。

原科委員長：

基本的な考え方か、これは。じゃないのか。基本的考え方で2番で、3番か。「企業の環境社会配慮へのジェットロの支援」か。だから、具体的に書かなければということですね。「ジェットロの支援」と書いてあるんだから。

村山座長：

ただ、ここは、環境社会配慮に直接関係あるわけではないので、その段落の部分だけでもいいのかなという気もするんですけど。ちょっと、その辺り、ご検討いただいて。

佐々木主幹：

はい、わかりました。これ、もともとの発想は、サプライチェーンというのが、相当違和感がある、限定された表現を使ってましたんで、これを外して、その代わり何か入れようという発想でしたんで。ちょっと、そこら辺、もう一回検討させて。

原科委員長：

あえてなくてもいいけど。あるいはコンパクトにね。

作本審査役：

これ、例えば2番を全部取るというのは、おかしいですか。

村山座長：

(2) 全体ということですか。

作本審査役：

もう全くない。ぽかっと穴が空いちゃうんですけども、2番を取ってとなると。ジェットロの指針だから、ジェットロが何やってるか、抜けちゃうわけですね。

松本委員：

海外展開支援事業の実施における環境社会配慮は、あったらいいと思うんです。その詳細、つまり、海外展開支援事業の詳細をどこまで書くかですよ、今の議論は。最後の4行は、あったほうがいいと思うんですが、この事業の説明がこんなにいるかどうかという議論だと。

佐々木主幹：

そうですね。

柳委員：

「支援にあたっては」から下まで全部削ってしまって、それで「これらの」というのを残すと。

佐々木主幹：

そうですね。

高梨委員：

それに賛成です。

村山座長：

じゃあ、そんな感じで、次回。

原科委員長：

コンパクト化をして。

作本審査役：

どうします？

村山座長：

(3) までいきましょう。

作本審査役：

(3) までを終わりまでにやりますね。ここは「実践事例の普及」ということで、文章自体は句読点ぐらいと、あと、冒頭の部分ですね。あと、解説の CSR の基本的考え方に示されたこの資料自体、別紙自体をもう削除するというので、前に提案させていただきました。もう、いいですか。この事例を毎回拾っていくと、出典やら、もしかして著作権違反やらかわかんない、ぎりぎりのところで前はつくってますんで、もうおしまい。じゃあ、II 部の終わりまでは、今これで終わった。

松本委員：

ごめんなさい、一点だけ。今の (3) の 2 行目なんですが、「地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全」ですよ。つまり、これ、「リサイクル対策」とか「保全」という言葉があるんですが、その前の「地球環境」だけは、「環境」で終わってるんで、「地球環境保護」とか「保全」とか、横に並ばないとですよ。

作本審査役：

「・」が入ってたって、何の意味もないですね。

柳委員：

「・」入っていると、「対策」になりますね。「地球環境対策」と。

作本審査役：

じゃあ、「地球環境保全」として。

松本委員：

どこまでが「・」なのかな。

佐々木主幹：

何でこれ、「・」にしたんだろう。不思議ですよ。

松本委員：

ちょっと読みにくいですよ。

作本審査役：

間違いかな。

原科委員長：

だから、「環境保護」につながってるですよ、これ。地球環境、廃棄物リサイクル対策、それから生態系保全の全部が「環境保護」なんです。だから分けるなら、地球環境保護、廃棄物リサイクル対策、生態系保全で分けちゃえばいいんですよ。

作本審査役：

3つばらして。

原科委員長：

「地球環境保護」にしちゃえばいい。「地球環境保護、」で。

柳委員：

「保護」とすると、保全と違いますよ。保全は人の手がかかる。保護だったら、手かけないんだから。

作本審査役：

じゃあ、「保全」にしましょうか、**conservation** のほう。保全のほう。人為的に手かけるほうの。次の「廃棄物リサイクル」で止めるんですか、これは。

村山座長：

いや、「対策」で。

作本審査役：

「対策」まで入れていい。これでまた「、」にして、「生態系を含めた環境保護」。

原科委員長：
いらないと思う。

作本審査役：
「保全」でいいですね。「を含めた環境保護」。

原科委員長：
「を含めた環境保護」を取っちゃう。「サービス安全確保、地球環境保全・廃棄物リサイクル対策・生態系保全、」でいいんじゃないですか。

作本審査役：
で？

原科委員長：
「労働環境改善」。環境保護をひとまとめにしちゃったんだけど、3つに分割して並べたほうが。

松本委員：
であれば、3つが例だとすれば、地球環境……。これ、なんか並びがやっぱり。

原科委員長：
いや、3つあって、「地球環境保全」と「廃棄物リサイクル対策」、「生態系保全」でいいんじゃないの。それともっと入るの？「などの環境保護」？

松本委員：
というのが、この趣旨ですね。3つは例示だったんですよね。

作本審査役：
なんか、「地球環境保全」と「生態系保全」、どこかで噛みつき合いませんか、ダブってて。

松本委員：
なんか、すごいなと思って。

作本審査役：

「労働環境改善」って、一気に入れる言葉ですか。「労働環境の改善」ぐらい？ こういう言葉、一語であります？

柳委員：

それとも「環境保護」としておいて、それで地球環境保全とか括弧に入れて、「など」と。「生態系保全など」というふうに。環境保護として括弧してやる。そのほうが、まだわかりやすい。

松本委員：

すっきりしますよね。

原科委員長：

3つだけだと、ちょっとまずい。括弧して「地球環境保全、廃棄物リサイクル対策、生態系保全など」。

高梨委員：

なんで「リサイクル」って出てくるんですか。

佐々木主幹：

確かに。

原科委員長：

「廃棄物対策」でいいんじゃないかな。「環境保全、廃棄物対策、生態系保全など」にすればいい、括弧の中。

村山座長：

じゃあ、第Ⅱ部まで。

それでは、次回。

(日程調整)

今回は11月5日(火)16:00から開催ということで合意。

村山座長：

じゃあ、今日はこれで。どうもありがとうございました。//////////<終了>//////////